

## 都市計画法第34条第1号川越市審査基準（現行）

### 1 開発区域

開発区域は、自然条件（地形、地勢、地物等）及び社会的条件（地域住民の社会的生活に係る文教、交通利便、コミュニティー、医療等の施設利用の一体性等）に照らし、独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落で、おおむね50戸以上の建築物が原則として50メートル以内の敷地間隔で建ち並んでいる既存集落内に存すること。

### 2 予定建築物

予定建築物の用途及び規模は、次のいずれかに該当すること

（1）政令第21条第26号イに該当する建築物で次のいずれかに該当するもの

ア 市立小学校、市立中学校

イ 幼稚園

（2）政令第21条第26号ロに該当する建築物で次のいずれかに該当するもの

ア 保育所

イ 介護保険法に規定する地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスを提供する施設

（3）政令第21条第26号ハに該当する建築物で次のいずれかに該当するもの

ア 診療所

イ 助産所

（4）建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ろ）項第2号に掲げるもの。

（5）あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所であって、床面積の合計が150平方メートル以下のもの。

（6）自動車修理工場（専ら自己の業務用自動車の修理整備を行うもの、自動車の販売を行うもの又は自動車の解体を行うものを除く。）又は農機具修理工場で、作業場の床面積の合計が300平方メートル以下、管理施設を併設する場合は管理施設の床面積の合計が100平方メートル以下のもの。

（7）農業協同組合その他の農林漁業団体の事務所。

### 3 予定建築物の敷地

予定建築物の敷地は、300平方メートル以上であること。ただし、本基準の施行日以前に分筆されていた土地で、300平方メートルに満たない場合はこの限りではない。

### 4 都市計画との調整

総合計画等の土地利用計画に支障がないこと。

### 5 その他

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

#### 附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成19年11月30日から施行する